

## 鹿嶋市告示第46号

令和8年度鹿嶋市中小事業者省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

鹿嶋市長 田口伸一

### 令和8年度鹿嶋市中小事業者省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済の持続的な発展を目指し、物価・エネルギー高騰など厳しい経営環境に直面する中小企業等が事業用設備等を省エネルギー化するための費用に対し、予算の範囲内において令和8年度鹿嶋市中小事業者省エネルギー設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号までに規定する会社、個人及び中小企業団体等であって、市内に補助事業を実施する店舗・施設等を有するものをいう。
- (2) 小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する会社、個人であって、市内に補助事業を実施する店舗・施設等を有するものをいう。
- (3) 事業所 事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (4) 省エネルギー設備等 事業所に附属する設備、機械装置、備品等であって、別表に掲げるものをいう。
- (5) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するものをいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業等又は小規模事業者等であること。
- (2) 鹿嶋市内で事業所を使用して事業運営をしていること。
- (3) 個人にあつては、交付申請の時点で市内に住所を有すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (6) 性風俗関連特殊営業事業者でないこと。
- (7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとするものでないこと。
- (8) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
  - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
  - エ 一般社団法人，一般財団法人，学校法人，宗教法人その他市長が適当でないとする者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、省エネルギー設備等の新規購入や更新及び更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄（リサイクル料も含む。）並びに設備等の運搬・設置に係る経費であつて、設備等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が鹿嶋市内の事業所で事業専用を使用するものであること。
- (2) エネルギー使用量の削減が図れ、光熱水費の低減が見込めるものであること。
- (3) 容易に移動することができない設備であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの
- (2) 消耗品の購入に係る経費
- (3) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末
- (4) 車両
- (5) 各種保証・保険料
- (6) 中古品又はリース取引若しくは割賦契約により取得したもの
- (7) 販売や貸付（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む。）を目的とするもの
- (8) 国等による他の補助金交付を受給しているもの。
- (9) その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないとするもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当

額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）補助金交付申請書（様式第1号）

（2）補助事業計画書（様式第1号その1）

（3）補助事業経費内訳書（様式第1号その2）

（4）省エネルギー設備導入に係る見積書等の写し

（5）省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類

（6）更新前の設備等の写真（新規購入の場合は購入前の設置場所の写真）

（7）法人にあっては発行から3か月以内の登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

（8）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第2号その1とする。

（申請の取下げの期日）

第8条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（補助事業の計画変更）

第9条 規則第12条第1項の補助事業等計画変更申請書は、様式第3号とする。

2 市長は、規則第12条第1項の承認をしたときは、補助事業等計画変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第10条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は、様式第5号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告及び交付の請求）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年12月28日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼請求書（様式第7号）
- (2) 事業の概要及び成果書（様式第7号その1）
- (3) 補助事業決算内訳書（様式第7号その2）
- (4) 補助対象経費の支払金額，支払日及び支払者の確認が取れる領収書等
- (5) 支払金額の内訳書。ただし，前号に定める領収書等に支払額の内訳の記載がない場合に限る。
- (6) 新たに設置した設備等の写真
- (7) 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもの（補助金交付決定取消通知書）

第12条 規則第19条第2項の規定による通知は，補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第23条第2項の市長の定める期間は5年とする。

2 前項の期間の始期は，規則第16条に規定する実績報告書の提出日とする。

（実績内容等の公開）

第14条 市長は，補助事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

附則

この告示は，令和8年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の性能基準
照明設備	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
空調設備	<p>グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
給湯器等	<p>グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
冷蔵，冷凍設備	<p>グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>
その他市長が認める設備	<p>上記設備と同等の性能を有すると認められる設備に限る。</p>